

武蔵野市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

武蔵野市障害者福祉センター条例（平成28年12月武蔵野市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（設置） 第1条 武蔵野市内に居住する心身障害者が地域住民との連携を深めながら、社会に参加すること及び自立することを目指し、障害者福祉の増進を図るため、武蔵野市障害者福祉センター（以下「福祉センター」という。）を、<u>武蔵野市八幡町4丁目28番13号</u>に設置する。 （使用の承認） 第14条 （略） 2 （略） 3 指定管理者は、市又は指定管理者が事業で会議室等を使用する場合は、優先的に使用承認をすることができる。	（設置） 第1条 武蔵野市内に居住する心身障害者が地域住民との連携を深めながら、社会に参加すること及び自立することを目指し、障害者福祉の増進を図るため、武蔵野市障害者福祉センター（以下「福祉センター」という。）を、<u>武蔵野市中町2丁目15番14号</u>に設置する。 （使用の承認） 第14条 （略） 2 （略） 3 指定管理者は、市又は指定管理者が事業<u>（指定管理者が行う事業にあつては、市長が認めるものに限る。）</u>で会議室等を使用する場合は、優先的に使用承認をすることができる。	字句の改正 字句の追加

付 則

この条例は、令和7年12月22日から施行する。

（提案理由）

武蔵野市障害者福祉センターの改築工事による移転に伴うほか、所要の改正をするものである。